

中小企業者の皆様が直面する さまざまな法律問題に 弁護士が対応いたします

相談日時

毎週火曜日・金曜日

13:30～15:00

※1社あたり30分を目処とします

相談内容

- ・いま会社を経営しているがひとりでは不安を感じている。
 - ・会社を自力で設立したが法律面の相談相手がいない。
 - ・事後処理をするのではなく、予防法務の相談をしたい。
- ……この他、債務債権・手形・契約書等に関する問題など、札幌市内の中小企業者の皆様が直面するさまざまな法律問題に弁護士が対応いたします。

申込方法

当支援センターの窓口、または電話(011-200-5511)で必ず事前にご予約ください。

その際、企業概要・相談内容等を担当者がお聞きします。

●予約受付時間

平日9:00～17:00

(土・日・祝、年末年始を除く)

お問い合わせ
お申し込み先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル2階
財団法人さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター
TEL 011-200-5511 FAX 011-200-4477
<http://chusho.center.sec.or.jp/>